

○ 「発達障害者支援開発事業の実施について」(平成19年6月29日障発第0629003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">障発第0629003号 平成19年6月29日 <u>一部改正 障発0329第17号</u> 平成25年3月29日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">発達障害者支援開発事業の実施について</p> <p>今般、発達障害児(者)への有効な支援手法の開発・確立を図ることを目的とし、別紙のとおり「発達障害者支援開発事業実施要綱」を定め、平成19年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図れられたく通知する。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては医療、保健、福祉、就労及び教育等の各分野との連携を通じて一体的な取組みをお願いするとともに、市町村、社会福祉法人及び特定非営利活動法人等の活用も含めて、地域の実情に応じた積極的な取組みが行われるよう特段の配慮をお願いする。</p>	<p style="text-align: right;">障発第0629003号 平成19年6月29日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">発達障害者支援開発事業の実施について</p> <p>今般、発達障害児(者)への有効な支援手法の開発・確立を図ることを目的とし、別紙のとおり「発達障害者支援開発事業実施要綱」を定め、平成19年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図れられたく通知する。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては医療、保健、福祉、就労及び教育等の各分野との連携を通じて一体的な取組みをお願いするとともに、市町村、社会福祉法人及び特定非営利活動法人等の活用も含めて、地域の実情に応じた積極的な取組みが行われるよう特段の配慮をお願いする。</p>

(別紙)

発達障害者支援開発事業実施要綱

1 ～ 2 (略)

3 事業の内容

(1)

① ～ ④ (略)

(2) 発達障害者等支援都市システム事業

① (略)

② 事業内容

ア 推奨モデル都市の選定

保健医療、福祉、保育、教育、労働等の内部部局及び関係機関が連携した発達障害への支援体制が構築されているとともに、以下(ア)～(ウ)に掲げる全ての取組について実施しているか、又は、(ア)～(ウ)の事項のうち1つ以上をすでに実施、かつ、その他の取組についても今後実施計画を作成している市町村を対象とする。

なお、推奨モデル都市として選定された市町村は、関係機関が連携した支援体制の構築の方法および(ア)～(ウ)の取組が他の市町村においても実践されるように、事業実施に係る行程表や留意点等をまとめたマニュアル等を作成する。

(ア) 発達障害等に関する理解の浸透

a 地域住民に対して、発達障害等に関する理解(発達障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象に含まれることを含む。)を促す普及啓発活動を行っている。

b (略)

(イ)・(ウ) (略)

イ・ウ (略)

4 留意事項等

支援手法の開発に当たっては、必要に応じて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく障害福祉サービス等において、その手法による支援を試行し、有効性の確認を行うこと。

(別紙)

発達障害者支援開発事業実施要綱

1 ～ 2 (略)

3 事業の内容

(1)

① ～ ④ (略)

(2) 発達障害者等支援都市システム事業

① (略)

② 事業内容

ア 推奨モデル都市の選定

保健医療、福祉、保育、教育、労働等の内部部局及び関係機関が連携した発達障害への支援体制が構築されているとともに、以下(ア)～(ウ)に掲げる全ての取組について実施しているか、又は、(ア)～(ウ)の事項のうち1つ以上をすでに実施、かつ、その他の取組についても今後実施計画を作成している市町村を対象とする。

なお、推奨モデル都市として選定された市町村は、関係機関が連携した支援体制の構築の方法および(ア)～(ウ)の取組が他の市町村においても実践されるように、事業実施に係る行程表や留意点等をまとめたマニュアル等を作成する。

(ア) 発達障害等に関する理解の浸透

a 地域住民に対して、発達障害等に関する理解(発達障害が障害者自立支援法の対象に含まれることを含む。)を促す普及啓発活動を行っている。

b (略)

(イ)・(ウ) (略)

イ・ウ (略)

4 留意事項等

支援手法の開発に当たっては、必要に応じて、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等において、その手法による支援を試行し、有効性の確認を行うこと。

5～8 (略)

5～8 (略)